

昭和六〇年(ワ)第三〇八一号

原告 ローレンス・レベタ
被告 国

昭和六〇年七月二日

被告指定代理人

芝田 俊



吉村 剛



東京地方裁判所民事第五部 御中

準備書面 (一)

東京法務局

一 原告は、法廷を傍聴する権利は憲法二一条及び八二条により保障され
るとしたうえ、法廷において公判手続につきメモを取る権利は法廷を傍
聴する権利に含まれるとして、傍聴人が法廷においてメモを取る権利が
憲法上保障された権利であるかのごとく主張する。

しかし、原告の右主張は、以下に述べる理由により失当である。

公開裁判の原則は、憲法三七条一項、八二条一項等の規定するところ
であるが、この裁判の公開とは、不特定かつ相当数の者が自由に傍
聴し得る状態におくことをいうから、裁判の傍聴を希望する者は、法
廷の物理的設備の許す限度において、自由に法廷に出入りして自ら直
接法廷で行われている手続を見聞することが許される。しかし、法廷
を傍聴する権利とは、右の内容を意味するにすぎないのであつて、そ

れ以上に法廷においてメモを取る権利まで含むものではない（福岡地裁昭和四七年一〇月一六日決定・刑裁月報四卷一〇号一七五七頁）。

2 また、原告は、最高裁大法廷昭和四四年一月二六日決定を援用して、法廷を傍聴する権利は憲法二一条の「知る権利」に含まれる旨主張するが、右決定は、法廷を傍聴する権利ないし法廷においてメモを取る権利については何ら触れるものではなく、傍聴人が法廷においてメモを取る権利が保障されていることの根拠とすることはできない。

3 したがって、傍聴人は、法廷内でメモを取ることが当然に許要されているものではない。これを希望する傍聴人は、あらかじめ申し出て、裁判長の許可を得なければならぬと解される。刑訴規則二一五条及び民訴規則二一条は、法廷における写真撮影、録音、放送又は速記に

東京法務局

ついて、裁判所又は裁判長の許可を得なければできない旨規定している。法廷でメモを取ることは、これらのもの、特に録音や速記と性質を同じくする面が大きく、この規定の趣旨に照らしても、右のように解するのが相当である。

なお、東京地方裁判所刑事第二〇部では、傍聴人がメモを取ることが許可事項とする旨を織り込んだ傍聴心得を法廷の出入口付近に掲示し、かつ、その旨を裏面に印刷した公判傍聴券を交付するなどして、許可を受けなければ、傍聴人においてメモを取ることができない旨を明らかにしている。

4 メモを取ることにについての裁判長の許可は、法廷警察権（裁判所法七一条、刑事事件の場合は更に刑訴法二八八条二項）に基づく措置であ

るが、これは、本来傍聴人に許容されず、一般的に禁止されている行為について、特別に禁止を解除し、許可を与えるものである。したがって、許否の判断は裁判長の自由な裁量に委ねられていると解される。また、傍聴人に許否の裁判を求める申立権はなく、裁判長がこれを許さない場合において、いよいよ理由を付する必要はないし、まして、不許可の裁判をしたり、傍聴人に不許可の理由につき説明をするなどの必要もない。

二 裁判官の職務行為と国家賠償責任に関しては、最高裁判所昭和五七年三月一二日判決（民集三六卷三号三二九頁）があり、国の損害賠償責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもつて裁判をしたなど、その付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使し

東京法務局

たものと認め得るような特別の事情があることを要するものとされている。そして、一般に法廷警察権の行使は当該事件の審理を担当する裁判長あるいは裁判所の専権に属する事項であつて、そもそも、本件のような法廷警察権の行使の結果として傍聴人がメモを取ることを許さなかつた事案については、国家賠償法一条一項を適用する余地はないものといえるのである。また、事実問題としても、右特別事情は全く存しない。

三 以上のとおり、本件の場合、裁判長がメモを取ることを許さなかつた措置について、これを違法とすべき理由は全く存しないから、原告の請求は、理由がないことが明らかであり、速やかに棄却されるべきである。